

佐賀県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年四月六日から平成二十二年五月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員延長
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字坂田字二 本杉一八番一地先から 杵島郡白石町大字坂田字二 本杉一二一九番一地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	杵島郡白石町大字坂田字二 本杉一八番一地先から 杵島郡白石町大字坂田字二 本杉一二一九番一地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	前	後
	三・一・六 二九・二	三・三・八 三一・六
	五八・〇	五八・〇